

平成26年白老町議会定例会10月会議会議録（第1号）

平成26年10月14日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時50分

---

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 報告第 1号 専決処分の報告について（損害保険の額の決定について）
- 第 7 報告第 2号 専決処分の報告について（損害保険の額の決定について）
- 第 8 承認第 1号 議員の派遣承認について

---

○会議に付した事件

行政報告について

- 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第 1号 専決処分の報告について（損害保険の額の決定について）
- 報告第 2号 専決処分の報告について（損害保険の額の決定について）
- 承認第 1号 議員の派遣承認について

---

○出席議員（13名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君  | 2番 吉 田 和 子 君  |
| 3番 斎 藤 征 信 君  | 4番 大 淵 紀 夫 君  |
| 5番 松 田 謙 吾 君  | 7番 西 田 祐 子 君  |
| 8番 広 地 紀 彰 君  | 9番 吉 谷 一 孝 君  |
| 10番 小 西 秀 延 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 14番 及 川 保 君   | 15番 山 本 浩 平 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	白崎浩司君
教	育	古俣博之君
理	事	山本誠君
総合行政局長		岩城達己君
総合行政局財政担当課長		安達義孝君
総合行政局企画担当課長		高橋裕明君
総務課長		大黒克己君
総務課交通防災担当課長		畑田正明君
税務課長		小関雄司君
町民課長		南光男君
生活環境課長		竹田敏雄君
産業経済課長		石井和彦君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長		本間力君
健康福祉課長		長澤敏博君
建設課長		岩崎勉君
上下水道課長		田中春光君
教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長		葛西吉孝君
病院事務長		野宮淳史君
消防	長	中村諭君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	岡村幸男君
主	幹	本間弘樹君

---

### ◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 10 月 14 日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会 10 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 109 条の規定により、議長において、4 番、大淵紀夫議員、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成 26 年白老町議会定例会は 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により 10 月会議を開くこととしたところであり

ます。本委員会での協議事項は、平成 26 年定例会 10 月会議の運営の件であります。定例会 10 月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計及び国保会計の補正予算 2 件、専決処分の報告 2 件であります。担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。また議会関係としては議員の派遣承認 1 件を予定しております。このことから 10 月会議の再開は本日 1 日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会10月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

9月10日から12日にかけての大雨の被害状況についてであります。9月会議において速報でご報告させていただきましたが、最終的にまとめた被害の状況についてご報告申し上げます。まず住家に係る被害としては床上浸水1棟、床下浸水4棟であります。次に土木被害では飛生川、毛白老川等の河岸侵食が29カ所、萩野林道線等の道路決壊などが24カ所で被害額は3億3,100万円。農業被害では農地への土砂流入が106ヘクタール、牛舎への浸水9件、牧草ロールの浸水などが20件で被害額は1億1,150万3,000円。林業被害としてはビニールハウス2棟の全壊、61棟のハウスへの土砂流入など被害額は3億4,300万円。商工被害では敷地内の汚泥堆積、施設の一部損壊、浸水による工具、機械類の使用不能などで被害額は2,550万円。水産被害では敷生川、ウヨロ川のウライの流出や一部損壊が発生し被害額は1,010万円。衛生被害では埋立処分場及び取付道路の法面の決壊による被害額が25万5,000円。以上、9月の大雨による被害総額は8億2,135万8,000円となっております。なお、10月1日付の人事発令で災害復旧に対応する職員の増員を行っており、早期復旧に向けて万全を期してまいります。本10月会議には議案2件、報告2件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告は終わりました。

---

◎議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） それでは議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成26年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億480万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,731万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 26 年 10 月 14 日提出。白老町長。

2 ページ、3 ページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出補正予算」と 4 ページ、5 ページ、「第 2 表 地方債補正」につきましては記載のとおりでございます。第 2 表については歳出のほうでご説明を申し上げます。続いて 6 ページの歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうからご説明申し上げます。8 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 17 目諸費、税等過誤納還付金等 114 万 5,000 円の補正でございます。これにつきましては還付金と過誤の加算金でございますが法人町民税及び道町民税等に過誤の還付金が発生いたしまして今後の見込みも含めまして補正するものがございます。財源につきましては一般財源でございます。次に 4 款環境衛生費、3 項 2 目塵芥処理費、環境衛生センター運営経費 25 万 5,000 円の計上でございます。これにつきましては 9 月 10 日から 12 日の集中豪雨によって環境衛生センター入り口道路法面の決壊と埋立地の法面の決壊が計 4 カ所ございまして少額のため一般単独災害とならず修繕費として計上するものがございます。これについては財源は一般財源でございます。次に 7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、国産品 P R 事業 1,000 万の計上でございます。これにつきましては 9 月 1 日から開始したふるさと納税による寄附によるものがございます。10 月 9 日現在 800 件、1,317 万 7,000 円の寄附をいただいております。それに伴いまして特産品を寄附の皆様にお返しするという事で、残り 300 万の 4 カ月分 1,200 万円を計上しまして、既定の予算で 200 万円を計上しておりますので 1,000 万円を計上するものがございます。財源につきましては一般財源でございます。次に 10 ページでございます。9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、災害対策経費 196 万 2,000 円の計上でございます。これにつきましても 9 月 10 日から 12 日の集中豪雨によるものございまして災害対策本部経費でございます。まず職員等手当てについては従事した職員の時間外手当 62 万 6,000 円、需用費につきましては、消耗品これは炊き出し用の資材と食料費につきましては避難者の弁当でございます。合わせて 7 万 9,000 円の計上、委託料につきましては応急作業委託料として土嚢製作、ポンプ排水、町道の通行どめ経費、町道被害応急経費でございます。123 万 5,000 円の計上。扶助費につきましても 1 名の方が寿幸園にショートステイに避難されたということでその費用 2 万 2,000 円の計上でございます。この財源につきましても一般財源でございます。次に 11 款災害復旧費、1 項 2 目道路橋梁災害復旧費、町道災害復旧事業 2,221 万 6,000 円でございます。これにつきましても 9 月 10 日から 12 日の集中豪雨による被害の応急対策費用でございます。まず旅費につきましては職員の今後の補助災害等を受けるための経費、11 需用費につきましては消耗品につきましては土のう等の購入経費、燃料費、印刷経費につきましては今後の補助災害申請のための現場監督及び災害査定用の印刷、カラーコピー等の経費を計上しております。委託料につきましては 635 万円は応急的な災害復旧のための委託料として作業員に係る経費 635 万円、使用料及び賃借料につきましては重機等の借り上げで 817 万 8,000 円、原材料費につきましても復旧用の砂利や資材、コンクリート管の購入費で 727 万 8,000 円、これにつきましては単独災害として計上してございまして今後単独災害の査定を受けるものがございます。財源につきましては地方債 2,210 万円、一般財源が 11 万 6,000 円でございますが、査定を受けた後に若干の財源の移動は組み込まれると思います。次に (2) 町道災害復旧事業補助事業

でございます。1,045万5,000円、委託料として設計管理委託料、調査設計委託料でございます。これは補助災害を査定を受けるための経費でございます。萩野林道線、1路線7カ所の被災箇所設計でございます。これにつきましては一般財源でございます。補助査定につきましては11月下旬を予定しております。次に3目河川災害復旧費、河川災害復旧事業1,468万1,000円の計上でございます。旅費及び事業費につきましては今後の査定上を受けるための経費、消耗品につきましては一部土嚢等の購入でございます。13委託料につきましても復旧のための作業員経費443万6,000円、使用料及び賃借料についても重機等の借り上げで738万7,000円、原材料費につきましても復旧用の砂利及び資材についてはフトンカゴ等の購入経費で252万2,000円、この河川災害につきましても一般単独災害ということで後日災害査定を受け、財源は若干でございますけれども移動する可能性がございます。この財源としては地方債1,450万円、一般財源が18万1,000円となっております。次に(2)河川災害復旧事業補助事業でございます。3,523万1,000円、この被災箇所としては補助災害を認定を受ける箇所としては飛生川3カ所、毛白老川が1カ所の計4カ所でございます。委託料につきましては設計管理委託料として調査、設計、施工管理委託料、この内訳としましては一般財団法人北海道建設技術センターに補助査定までの積算とその後の施工管理を含めて204万円の委託料となっております。また民間コンサルタントには調査設計費1,519万1,000円を計上しております。この河川災害についても11月下旬の補助災害査定を受ける予定でございます。この財源につきましては全額一般財源となります。15節、次のページでございます。14、15の工事請負費、災害復旧費、飛生川復旧工事、これはうちが請負工事として災害以後の河川の被害をなくすために仮の稼働掘削を行っております。1,800万円の計上でございます。この財源につきましても今後補助査定を受け、その経費の本工事の中に含まれるため財源的には後日12月の補正で財源の振りかえがなる予定でございます。現在においては一般財源としております。次に4項1目農業災害復旧費、災害復旧測量調査業務委託料258万1,000円。旅費、役務費については職員等の事務経費でございます。13委託料につきましては農業災害査定設計業務委託料につきましては本町においては農業災害は数年ぶりの災害のため、積算ができない状況でございますので北海道土地改良事業団連合会に委託するものでございます。この経費が226万8,000円。合わせまして農業積算のシステムを利用するため、保守管理負担金が必要となり23万8,000円の計上をするものでございます。農業災害の補助査定につきましては11月25日に補助災害の査定を受けるものでございまして、本工事等につきましては12月補正で計上させていただくこととなります。次に2目林業施設災害復旧費、町有林作業道災害復旧事業627万8,000円でございます。これについては石山町有林2路線9カ所の災害復旧のための経費でございます。委託料についても作業員等の経費190万9,000円。使用料及び賃借料は重機等の借り上げで175万円。原材料についても砂利等資材、それからスーパー管等経費を計上して261万9,000円、この経費につきましても一般単独災害経費として計上するものでございますが、農林業の作業道になりますので充当率が65%ということで地方債財源が400万円、一般財源が227万8,000円でございます。以上、歳出のほうの説明は終わります。特定財源はご説明申し上げましたので一般財源のみ説明申し上げます。6ページをお開きください。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、普通交付税 5,332 万 1,000 円の計上でございます。今回、本年度の普通交付税の交付額が 35 億 2,036 万円計上されておりまして、予算額が 34 億 2,000 万円計上しておりますので、1 億 36 万円の留保財源が出ております。その内から今回の 5,332 万 1,000 円を支出いたしますので、残り 4,703 万 9,000 円が留保財源となっております。次に 20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 1,088 万 3,000 円の支出でございます。これについても 4 号補正までの残として 1,088 万 3,000 円が留保されておりましたが、今回で全額支出しますので繰越金については財源保留はゼロでございます。22 款の町債については先ほど歳出のほうでご説明申し上げましたので省略させていただきます。今回の補正予算について説明をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） お配りした資料について若干説明をさせていただきます。災害の部分なのですが、うちの土木災害としては 3 種類あると思います。1 番目に公共土木施設災害復旧要望箇所位置図ということで配布しております。これにつきましては災害査定では国の補助をもらうための災害箇所になります。毛白老川、飛生川それと萩野林道線になります。これで一応 11 月 17 日の週に災害査定を受けるという形になります。ただ国の査定ですのでうちが要望しているからといって全部認可になるとは限らないので、それは査定で頑張りたいというふうに考えております。次のところに報告表と写真を配布しております。次に飛生災害箇所ということで、これにつきましては査定を受けるところの一部を査定前に工事をさせていただくと。これにつきましては若干稼働の位置が変わりまして、本稼働のところが土砂堆積しているものですから、それについては早めに掘削して河川の水位を下げたいということで今回要望させていただいております。次にありますのが、これが単独の部分でございます。大体全部で 42 カ所ほどあります。河川で 25 カ所、道路で 17 カ所の被災しているところでございます。以上、図面について説明を終了させていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 13 番、前田です。10 ページから 11 ページにかかわるふるさと元気応援寄附謝礼について、まず伺います。これについては今 1,000 万円以上の補正が上がったということで私はこのふるさと納税寄附については町の特産品を謝礼とすることは地元の特産品の販売、販路拡大及び PR ということで町内の業者の活性化を図ることで大変いいことだと思っています。しかしきょう別紙で何か大きな事業ですから説明があるかと思ったら一切ありませんでしたので何点か伺っていきたくと思います。まずこれは町のホームページによって 9 月 1 日より特産品 PR しましょうと、事業をスタートしますと案内しています。今担当課長からも説明がありましたけれども、この寄附金によって特産品の謝礼をするということに対してこの事業の目的は何なのかということです。それともう一つは、これは白老町ふるさと元気応援寄附要綱、これはことしの 4 月 1 日に改正されています。しかしこの内容を見ると今お話ししたように 9 月 1 日からのスタートなのですが、寄附者に謝礼としての特産品を贈呈

プレゼントするということについては何の根拠をもって特産品を贈呈するのかということであり、それと3点目、寄附金の額、これはわかります。ホームページを見たら3万円以上と1万円になっていますけれども、それに対する謝礼、今回1,000万円になっていますけれども、この金額はそれぞれ限度内はきちんと決まっていると思いますけれども、3万円以上の寄附についてはいくらの特産品ですと、そういうことがどこ見ても知りませんが、これが一番肝心で大事なことです。町費を使いますから。この辺についてまず3点伺います。それともう一つ15ページ、ささいなことです。農業災害復旧費、これはいいのですけれども、今回緊急で災害が発生して大きな臨時事業として工事費を補正していますけれども、この19款の北海道土地改良事業団体連合会の負担金、事業費約1割負担金とられているのです。こういう緊急事業でありながら負担金を取るということはその支出根拠はどうなっているのかということですか。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今の前田議員のご質問でございますけれども、こちらにつきましては平成15年度にこれは農林水産省のほうの振興局の災害対策室とそれから一般社団法人の農業農村整備情報総合センターというのが、こちらのほうが災害に関係につきましてはのシステムを開発したものでございます。北海道でこのシステムを持っているのが先ほど申し上げましたとおり北海道土地改良事業団連合会のほうでこのシステムを持っているという状況になってございます。その中でこのシステムを使用して請求するということになりますのでこの負担金という形になってございます。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 担当の本間課長がちょっと不在なものですから私のほうから答弁させていただきます。まずふるさと納税9月1日から行っておきまして、町のホームページ等で周知して全国各地から各多くの寄附金が届いております。まず要綱に基づきまして、根拠につきましてはあくまでこのふるさと納税はまず財源の確保ということで全国から皆さんに寄附をいただいて何らかのためのうちの財源として使わせていただきたいというのが主でございます。それに伴ってただふるさと納税というのは一方では特産品のPRもございまして白老町にはいろいろな特産品もございましてそのものを全国の寄附をいただいた方に送っていただくようなこととございます。両方のPRと町の財源の確保を十分捉えております。根拠につきましては特産PR実施要綱というのを定めておきまして、まず3万円以上のご寄附の方につきましては1万2,000円程度の特産品をご用意しております。また1万円以上につきましては3,500円相当の特産品でございます。ただしこれに送料等がかかりますので大体5割程度の費用がかかって財源的に5割ぐらいが私どもの町のほうに入ってくるというようなシステムでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでではホームページではいろいろ牛肉とか書いていますけれども、今お話しされた実施要綱をつくっているというお話でしたけれども、あれば後で欲しいのですけれども、これは実施要綱も決まっていますからそれで当然あると思いますけれども、こ



の特産品のプレゼント贈呈のこの内容、どういうものがある、ではそのプレゼントの回数はどうなのかと。多分1回だと思えるのですけれどもこういうことをちゃんと決めておかなければ困ると思います。それと特産品ありますけれども、この選定はどのように行われているのかということです。ということは私は公平性を保つべきであって、そして特産品を扱う参加業者をどのように公募して、そしてこれらのものを決めたのかということ。その過程と、これは非常に大事なことなのです。それと今言ったように送料が別だと言っていましたけれども、この寄附者に対する地元特産品の発送は誰が行うか、その流れがどういうふうにおくようになっているのか。責任が明確にしておかなければ大変だと思うのですけれども。まずそういう部分です。まずその辺をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず2点目の特産品の業者さんの選定につきましてはちょっと担当課が産業経済課ということで私のほうからは答弁は差し控えさせていただきますが、まず特産品については3万円以上の特産品につきましては4点ほど見積もりをしております。1万円以上が2件でございます。3万円以上は白老牛のサーロインステーキとか牛肉の盛り合わせ、たらこの1.5キロ、もしくは虎杖浜の恵みとして毛がにやたらこ等の6点を盛り合わせたもの、これが4つの特産品となっております。また1万円以上が2点ございまして、たらこが500グラム入り1点、それと虎杖浜の恵みとして3点盛り合わせ、毛がにと白老牛のハンバーグ等の積み合わせがございまして、そういうものを用意してございます。またこれにつきましては観光協会を通して各業者さんに依頼して発送は最終的には業者さんが発送する形になっておりまして、その辺は協会を通じて責任を持って業者さんに依頼を申し上げております。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済化商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 特産品の事業者さんの選考でございまして、要綱にも記載しておりますけれども観光協会の既存のネット商店という通販サイトがございます。そのくくりで登録している事業者さんの中で公平平等に選考させていただきます。ちょっと今手元に資料あれなのですけれども、選考としましては募集を4月以降にネット商店に登録されている方、または町のホームページ、それから観光協会のホームページにふるさと納税の事業者登録の募集ということで募集をいたしまして、結果この今回の選定に至っているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） まず特産品の地元産品の事業者を今公募していると言っていましたけれどもこれはいつからいつまで公募していますか。私はインターネットで調べたらちょっとなかったものだから。それと観光協会の特産品であつたらかなりのメニューがあるのです。その中からこれが選ばれたらということは、先ほど財政課長からあったこの品目だけの業者しかなかったのかどうか。ある程度公募があつてそういう選定作業が行われたのかどうかということでもあります。それともう一つ、実施要綱ができていますから多分その中にあるのかと思うのですけれども本来はふるさと元気応援寄附要綱では謝礼品のプレゼント、贈呈

ですね。それとか参加者の応募、あるいは特産品の選定とかそういう条款が丸っきらないのです。ですから、後でまた私要綱見せてもらいますけれども、本当は今皆さんに配布されればいいのですけれども、そういう基準がない中でただこのふるさと応援要綱だけではこのプレゼントはできない、根拠がないのです。だから今私が言ったことは、この別な実施要綱にちゃんと全部うたわれているのか。そしてその特産品も3万円以上のものの牛肉何点かありましたね。ちゃんと明確にしておかないとあやふやになってしまうのです。これは町の事業ですからそういうことをちゃんと制度化して要綱の中に定めないとこの還元率半分だからいいということにならないのです。ちゃんと誰が見てもわかるような形に整理しておかなければいけないと思うのですけれども、この今言った要綱についてそのことが含まれているのか。そしてふるさと元気応援寄附要綱との整合性はとれているのかどうか。私よその町村の見てきたら結構きちんと厳しく整理されているのです。ある町は今言ったような公募まできちんと規定しているのです。公平性を保つために。そういうことが本当に私は大事だと思うのだけれども、その辺が実際にどうなっているのか。そして今寄附金が還元率は5割とっていますけれども、実際に何パーセントにちゃんと押さえているのかどうかということ。これは時価にもありますから。時価にしないできちんとその1年間なら1年間その額の中で整理されているのかどうか。そういうこともきちんと寄附額いくらに対して特産品の額はいくら以内ですときちんとこういうのを要綱の中に定めておかないとこれは担当者の裁量でいくらでもおかしくなる可能性があるのです。それはないと思いますけれども。そういうことをきちんとされているのか。そして謝金1,000万円補正します、それで1,200万円とっていましたけれどもこれに対する収入はいくら見込んでいますか。それと実際に要綱を見るといろいろな寄附の使い道、何点か指定になっていますね。これに対して第2条寄附金の使途、そして4条では管理について規定していますけれども具体的にこれは集まってきたお金はどのような運営をするのか。あるいは予算編成どういう使い方をするのか。あるいは特定基金的なものをつくって積んでおくのかどうか。使途目的をはっきりするのか、その辺について伺います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済化商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 3月の時点で予算審査の時点でもう概要はお知らせいたしました、特産品PR事業実施要綱自体のこちらのほうについては配付していない状況でございます。そういう意味で事前にこちらを見ていただくということでご理解得られなかったかとちょっと反省したいと思います。それでご指摘の部分なのですが条件等に記載しましてこの交付要綱の中に設けさせていただいております。特産品の贈呈の基準、それから事業者の条件、それらの発送、請求、それから苦情対応等につきましても要綱に提言を設けさせていただいておりますが1万円以上、3万円以上、先ほど答弁あったようにきちんと1万円以上であれば市場価格3,500円、それから3万円以上であれば1万2,000円という額をこれは送料は別ですが市場価格をもって決めさせていただいているのも事実でございますし、また特産品のPRに係る事業者の公募でございますが5月12日から5月末日ホームページ、それから等々、当然観光協会のネット商店に登録されている方、個別にも我々足を運びまして選定させていただいております。実際のところこのほかにも多々あるかと思えます

が当然のことながら海産物であれば時期が限定になってしまうこともありますし、またいろいろその量の問題、そういった部分をそれぞれ考慮いたしまして結果今回の9月1日から、遅れたのは事実なのですが9月1日からスタートさせていただいている事実でございます。これは今回このスタートでございますけれども、当然のことながら公平平等性を確保しながら事業者登録、またやりたいという方がいれば当然一定限の区切りを入れながら再度検討していきたいと思っておりますので、以降当然要綱にそりながら対応をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ふるさと納税のご寄附をいただいた財源の活用方法でございますけれども、皆さんにご寄附をいただくために申出書の中に8項目の各どういふものに寄附をしたいという項目がございます、まず6項目につきましては各基金として積み立てて次年度以降のその目的に沿った事業に繰り入れて財源を活用してまいりたいと考えております。また7項目、8項目は一般財源的なものとして活用を、特に指定なしというような条件でございます、そういう項目にご寄附いただいたのを当該年度で使うものや、また来年度の財源、その事業に財源として埋め込んでまいりたいと考えております。また今年度の予定はということでございますけれども、特産品も過少に計上して1,000万円、規定の予算は200万円ありますから合計では1,200万円見えていますけれども、まず9月1カ月で600件の約1,000万円来ています。順調にその推移できていますので月1,000万円は間違いなくかたいのではないかと見込まれますので12月まで4,000万円ほど寄附をいただければその50%、半分は財源として活用できる見込みと考えております。約2,000万円ほど。ただしこの町村も11月、12月が相当数数がふえるという状況、昨年度実績を見ましてありますので通常のペースでいけばその程度を見込まれるのではないかと期待をしておるところでございますけれども、見込みとしてはそのようなことを見込んでおります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。その起債の部分の考え方、単独で今回4,000万円ぐらい起債が組み込まれていますけれども、これは当然通常の起債よりもこれだけふえるのだけれども、前回の一般質問でもしているのですけれども、これについては別枠として考えるかどうか、その考え方の部分。それから補助事業の部分の4,500万円、これは災害採択がされたら一般財源から減って、そして起債は100%交付税算入になるというような見込みになるのですか。これは全額が4,500万円、1,000万円は間違いなくなるでしょうけれども、それ以外の部分もそういうふうになるというふうな考え方でいいのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 起債の考え方でございますけれども、財政健全化プランでは総額7億円、臨財政を抜いて3億円という一応歯どめをつめて健全化計画をスタートしておりますけれども、本年度につきましてはきょうの議案の5ページを見ましても7億6,593万4,000円ということでもう7億円は既に超しております。ただし本年度臨時財政対策債が4億2,823万4,000円、4億円以上出ていますのでその分がちょっと浮いておまして

通常債で差し引きしますと3億3,700万円でございますので、3,700万円ほど出ていると。そのうち今回の災害の起債が4,370万円、これは第4号で学校の起債とか経済センターの起債も含めると4,300万円ほどの起債を発行する予定でございますので、ここの部分につきましてはやはり通常債7億円の歯どめといいながらも突発的な事故でございますのでその辺はそういう考え方でいきたいと。ただし7億円を超える状況が生まれていますから、それについては次年度以降7億円の中で、プランを来年度以降7億円以下にしていますので、その中でちょっと7年間の中で調整をかけていってなるべく7億円出ないような考え方でいきたいと。本年度は突発的なもので間違いなく7億円出てしまうという状況でございますので、それも含めてプランの見直しということにもちょっとならないのかと考えておりますのでその辺は柔軟性を持って取り進めてまいりたいと思っております。また2点目の補助災害につきましては今回ご提示、提案申しあげました設計委託についてはこれは単費扱いになります。これは単独債で一般財源になります。ただし15節の工事請負費については仮応急、応急という事前にもう次の災害に遭わないための応急でございます。これは本工事の中に含めて計上されるということもございましてから次の補助災害認定を受けた中には当然3分の2が国庫負担、残り100%が充当率起債ということで、それと交付税算入が正式にいうと95%でございますので町の負担はそれを含めると1.7%ぐらいしかならないのですけれども、そういう状況になるということでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。それで結果としては今度補助災害が認められたら当然起債発行になりますね。この今の1,000万円含めて。あとは単独災害だからいいのだけれども。そうならばその使った分の交付税1,000万円は今戻ってくるけれども、今のお話からいくと、別につめているのではなくて、その考え方として別枠として考えれば別なのだけれども別枠として考えなかったら今度その補助災害がついた場合、それは起債発行になりますね。そうするとそれは7億円から今度は大幅に出ることになりますね。何を言いたいかという来年度も再来年度もそういうことがないとは言えないわけです。災害というのは。それを見越してやれとかといっているのではなくて考え方としてそこの起債のところをはっきりしておかないと7億円の枠の中で考えるのかどうか。それから4億円なら4億円ということできちんと決まって、それは別枠ですというような考え方で進むのならいいのだけれども。災害の場合はかなり難しい部分があるので、そこはもうちょっとたがをはめ方を検討したほうがいいのではないかとこのように考えるのですけれどもいかがですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 補助災害につきましては国庫負担3分の2のうちが100%充当の起債、その内約95%が交付税の算入として後で元利償還金で見られますのでほぼ負担はないものと考えてもいいのですが今回のように一般単独債がございまして、すぐ大きく起債発行していますからそれについては交付税の措置が48%ぐらいしかございませんので半分は町が持ち出しという形になりますので全額補助債でいけば7億円の枠を超えても、これはもう緊急的な、避難的な考え方でもいいのかと思うのですけれども、単独債がこういうふう

に多いとなると5割は町が持ち出しすることを考えないといけないものですから、その辺は補助債については別枠としても考えてもいいのですけれども単独債はやはり5割負担が出てくるということからすればその次年度の中とか、ある一定のもので調整していかないと負担がふえていく状況もありますので、それは単独債がちょっと別に考えてやって何とかそれは早々災害が起きるものでございませぬけれども大きな災害になれば補助債を受ける。小さいものでいけば一般単独債というのがありますのでその部分はちょっと考慮しながら考えていけないといけないかと考えております。

○議長（山本浩平君） ほか。1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。7款の商工費、ふるさと元気応援寄附金、これについてちょっと1点だけお伺いしておきたいと思います。このPR事業は町の特産品のPRとしては本当にすばらしい方法だと思いますし、全国から白老町に出してこういった目を向けてただけということとはすばらしいことだと思います。全国からこういった今ふるさと納税というものが注目されているということは白老町からもほかの自体に対しての特産品のそういう目が向いて、例えばそういったものに参加する方が白老町にも結構いらっしゃるのかもしれませんが。わかりません。わかりないけれどもいるのかもしれない。でもそういう方々がいるとしたときに、これは最終的な町の税収、私の言っていることわかりますか。還元されたり何かするのがありますね。確定申告等々の中で。そのときに町の税収でのプラス・マイナスわかりますか。プラス・マイナス、これを先ほど安達総合行政局財政課長言われたとおり例えば半分ぐらいの50%ぐらいの収入があるけれどもそこととんとんであれば町の物産PRとしての効果があるか。私はそれでいいと思うのだけれども。でもそれをただいい話ばかり聞いているとこれだけの収入がありますとなってしまいうでしょう。ではなくてそういうことも含めて町として物事を考えていかなければいけないのではないかとと思うのだけれども、その辺についての考え方。私も余りちょっと情報的によくわかっていないで話をしているので、その辺がもし安達総合行政局担当課長のほうでわかっていればそれも含めて皆さんが知っておくべきだと。この制度自体は私はいいいものだと思うけれども、いい面と悪い面、メリットデメリットというのがやはりどうしてもそこにあるような気がしてならないものですから、その辺だけをみんなで理解しながらこういった制度を進めていくべきではないかと思うものだからちょっと確認の意味でお伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問ですけれども、町民の方がほかの町村にふるさと納税という形でされますと町としては、これはデメリットでございませぬ。そういう方がたくさんいらしゃると税収が減るという状況が生まれます。ただ絶対数納税義務者の何%になるかというのは税務サイドで確定申告の内訳を調べると実際出てくるのかと思えますけれども、やはりこれだけの寄附を受けますとプラス・マイナスでいいますとプラスのほうはまだ大きく感じているというのが予測はできると思います。全国各地からきていますのでどこの府県が集中して多いかというのは私どもがもっています周知を見ると沖縄を抜いてほとんどの県からきていますので、そのまた小さな町村から大きな町村まできていますから

デメリットというのはなかなかこの町村も出てくるのはというのは多少なり出てきますけれども、いただいている以外に、やっていないところがあれば逆にマイナスですけれどもやっていたらプラス効果のほうが大きく見込まれるのではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 私も多分そう感じているのだけれども、例えば白老町からどれだけの寄附が流れるかわからないけれども、そういったものもちゃんと自分たちが頭に入れておかないとこういった事業というのは本当に見た目はすごくいいように感じるのだけれども、でも決して私はそれだけではないような気がするのです。だからそういったものもしっかり頭に入れながら最終的にこれだけのものがある。まちからもこういったものも出ていっているということも私たちが知っておかなければいけない問題だと思いますので、その辺もこれから決算時期になったときに確定申告が終えて結果的には出てくるでしょうからそういったものを含めて後で情報提供いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 9月の決算審査特別委員会等に本年度の確定申告、来年以降始まる中で税務課の中で調査すれば寄附行為をされた方はわかりますので、どの程度されているのか、状況を踏まえてこれは議会等のほうに報告してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか。10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西です。9月10日から12日にかけての大雨の被害についてのご質問をさせていただきたいと思っております。総額でいうと8億2,000数百万円。この被害総額の中には多岐にわたったものがあると思っております。行政に関するもの、民間に関するもの、農業、林業さまざまあろうかと思っております。これがその中で災害認定されるもの、そして町が単独でやらなければならないもの、いろいろさまざま出てきているのだろうというふうに理解していますが、この被害全般にわたって被災を受けた方に対してどのように対応していて、災害認定から漏れてしまったものもどういう対応をしているのか。それを町はどのようなふうにつまえているか。その辺のところ大ざっぱで構わないので、一つ一つというわけにはいかないと思っておりますので災害認定できなかったところもかなり被害を被って企業とかもかなりダメージを受けて営業も難しいとか、そういうものも出てきているかと思っております。雑駁で構わないのでその辺の情報を少し教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども農業関係につきましては私のほうからご説明させていただきます。農業関係につきましては災害が発生して農協等と連携をとりまして農家等に連絡を入れまして災害の状況等を聞いてございます。それからその中で大体押さえている状況が20カ所程度、農業関係の災害が出てございます。そのうち災害復旧になる箇所、今後査定を受ける箇所になりますけれども、それにつきましては6カ所程度災害の査定を受けるという状況になってございます。その中でそれ以外の災害の査定を受ける前に調査をしてございますけれども、災害の査定を受ける基本的なその数量に達していないところがございましてそこら辺につきましては事項の関係等で災害復旧の形でしてもらおうという形

になります。これは自己資金でという形になろうというふうに思っています。あと農協とも今協議をしている最中ですが、低利等の金利等も考えていただきたいということも農協のほうに申し入れをしている状況でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 建設課のほうで土木施設ということでございまして、言ってしまえばその管理しているものを直すという形でございます。言ったとおり被災している方のところは今回改めまして被災が起きないように対応していくという形で今のところは考えております。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済化商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 私のほうから中小企業者施設等の被害状況を簡単にご報告させていただきます。河川付近に隣接しています施設等の被害、特に竹浦、飛生地区のほうにもございました。大きくフォーレ白老さんのほうの、ご承知だと思いますが甚大な被害を受けている状況でございます。これに関しては中小業者のそれぞれ制度、これは特に貸し付け等の対応等が自助、努力というところで行うことと、今後の支援等に関しましては引き続きやっていくこと。また中小業者に関しましては最大限ヒヤリング等を逐次行っておりますが、まずもって今建設課のほうでもお答えをいただいておりますとおり、河川の災害復旧等をまず今後起きないように対応を前提としながら、特に中小企業者の支援というのは民地でございますので、正直町ができる範囲というのは限界がございます。それぞれの中で今後の投資であったり、ランニングコストの軽減であったり、そういった再生化のエネルギー等々の情報提供などを努めながら中小業者に対して引き続き支援を行っていくという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西です。支援の方法、本当に民間に関しては大変難しいものも制度的にあるのかと思っています。そういう点は理解いたしますが議員の立場でいうと、なるべくやはりその産業がこの被害を受けたことでダメージを受けて、またその生産高も今後落ちてしまうというようなことになってしまっていくと大変な白老にとっての財産のダメージにもなるのかというふうに思っております。なるべく災害には当てはまらなくてもほかの支援等も町側サイドでも今後も検討していただいでその企業の普及にもお力添えをいただければというふうに考えております。企業だけではなく個人もそうですが町民の安心、安全の普及をぜひお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 災害対応といいますか、そういう部分につきましては個別のほうは今担当課長が答弁したとおりでございます。その中で行政として制度を適用した中でどう支援できるかというのを情報提供した中で対応していきたいというふうに思っていますし、それから制度をなかなか適用も難しい部分も実質的にはございます。そういう中で行政として企業に限らず民間もそうなのですが住居被害の床上もありますけれども、そういう中で個別の対応が非常に難しいというところにつきましては行政としても何らかの形でできる範囲

の中で支援をしていきたいというふうに、今も対応していますけれどもこれからも対応していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 11ページのふるさと納税に関してなのですが、私もいろいろ質問しようと思っていきましたが全て出ましたので2点だけちょっと確認をしたいと思います。先ほど前田議員も伺ったと思うのですが、これはあくまでも1人1回まで、あと1回まで謝礼としていただけるのか。地方によっては謝礼をするのが1回だけというところもあります。町としてはどのようにお考えになっているのかということが1点と、もう1点は振り込みに関してなのですがやはり振り込みの仕方をしやすく、前にも私ちょっと地方のことを紹介しながらお話ししたと思うのですが振り込みのあり方、振り込む方がしやすいようにしていくことで拡大されていくというお話もありましたのでそういった点工夫されているかどうか、1点伺いたいと思います。それから今小西議員から質問がありましたように個別の対応ですね。私も何回も言われて行くのですけれどもわからないのです。どこがどういうふうに対応するのか。農業者でもない、しかし河川敷のあれで土砂がずっと流れてきて、その方は農家を大きくやっていますから個人だからでは自分で全部やるのだといたら、でも隣のところは川の工事がそこまではしていないのでそこは保障してくれると、こっちはそこまで川の工事が終わっているのも何もない。でもその終わったところの間から全部土砂が流れてきて車も思うように堆肥を置くところに置かせないというときに決して個人だからこれも個人でやるよりしょうがないということをお話していろいろ調べてやったのですけれどもやはりなかなか理解をしてもらえないのです。担当課も本当にほかの担当課から来てもらって手伝ってもらって大変だと思うのですが、件数的には私はそんなにはないのではないかと思いますのでやはり担当課の専門家が行ってこれはこういうことでということで相談に乗ってあげていただければ、たとえ個人負担であっても毎度なのです。毎度水が出れば雨でびしゃびしゃになる。では自分で今度管を入れて川にその水を通して管を川まで流さなければいけない。その工事を自分でやろうかとまで言っているのです。それは自分でやるべきことなのかどうなのか、全然私も相談に乗りきれないのです。どうしていいかわからなくて。その辺で川が町単独のものもありますし、道がかかわるものもありますし、国がかかわるものもあるのでその縦割りが私たちなかなかできないものですからやはり担当課が行ってきちんと説明していただくと、本人はやろうという気持ちがあるのですけれども、でもどうなのだろうという疑問も持ってやっているのです。そういった面では対応していただければ大変ありがたいと思うのですが、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） よく雨が降ると河川の水位が高くなって水の内水が排除できなくて水位が上がって被災を受けるということもございます。そういうところにつきましてはちょっと情報をいただきながらまず対応していきたいというふうに考えています。ただ言ったとおり河川の場合、改修計画で2級河川というか、北海道が管理する河川であれば50年の雨が降った場合の大きさでつくるとか、そういう形で河川計画をつくっていますけれども、言ってしまうとちょっとこの頃は雨の量が多くなってきてその50年では耐えられないというとき



がこの頃はあると。そういうことについては、これは言うてはだめですけども自然災害という形の中ではそこは対応できないのであとは自己努力の中でやってもらうしかないという形になるのではないかと思います。排水等につきまして入れたいという考え方があるのであれば、それにつきましては役場のほうでその辺は話を聞いて技術的なアドバイスとかそういうものはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 特産品のPR事業の関係でございますが、寄附者に関しましては複数設定をさせていただいています。それから決済方法に関しましては、ことし3月の予算審査等でもご質問いただいております。現在今年度に入りましてからいわゆるネット決済、クレジット決済、そういったネットバンキング等の導入検討は引き続き行っております。ただいかにせんその仕組みに関しましてはいろいろ手続き、この実際要綱、それぞれ要綱の改正等もございます。本来でいけばいち早くというところもあるのですが、なかなかそういう部分の手続等の取り扱いでお時間少々いただいております。できれば来年度4月にはという気持ちで今検討している最中でございます。そのような中でより今の振り込み方法以外のものよりよいお客様のほうの扱いになるように努力したいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。商工費の部分のふるさと納税にかかわっての質問ですが、皆さん同僚議員のほうからたくさんありましたので確認の意味を込めて効果と見通しについてだけ触れたいと思います。まずこのPR事業ということで取り組まれた事業ということで、今財政のほうからも若干本州のほうからたくさん注文をいただいているということでこの800件の部分がどういった広がりを見せているのかについてももう少し具体的に説明を求めたいと思います。あと見通しとして今回1カ月余りでこれだけの件数と税収を得たという部分は大変素晴らしいことだと思うのですが、これの要因としてネットの話がちらほら出ていましたがこのあたり例えば白老会等のさまざまな汗をかいたPR等もあったと思うのですがこのあたりのこの促進の方法について。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ふるさと納税の寄附の取りまとめについて私どもで行っておりますので1点目について答弁したいと思います。まず全国各地からいただいておりますが道内も数%でございますけれども、もっぱら多いのは本州方面でございます。やはり都市部が多くて九州、四国、本州、東北、全国各地でございまして、特に東京、大阪方面が多く希望されているというのがございます。そのような状況でございまして道内もそれなりにきておりますが道内の方はまた白老の特産品はご存じでございますので、特に白老牛がお目当ての方がきております。全体的にはやはり虎杖浜たらこがすごく状況的には多い状況でございます。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 9月1日からスタートして大きくこの1カ月間で動いた状況でございますが、大きくはふるさと納税のポータルサイト、こ

これは無料掲載できるサイトがございます。そちらのほうに載せたことが大きくは一つの要因であると思います。当然チャンネルに関しましてはいろんな情報発信することで寄附者に目が届くという捉えがございますので、こういった取り組みに関しましては無料掲載であったり、ある程度そのリスクを持ちながら広告等とも検討これからしていかなければいけないと思うのですが、まずはゼロベースでこの取り組みはやった効果が一番大きな要因だと考えております。また細かな部分でいきますと当然東京白老会の会員さんにも情報を出ささせていただいていますし、また都内企業訪問際に全てはちょっと企業さんにきてくださいというところにもふるさと納税もしてくださいとは言えないのですけれども、そういった部分では出せるところにもふるさと納税のPRをさせていただいて、若干ですがそういった方々も寄附いただいている現状でございます。今後におきましても11月27日、東京白老会も開催予定でございますのでそういう中で都内にもPRをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。まずわかりました。今回の補正で1,000万ということで、これが300万円掛ける4カ月分という予算での根拠だというふうに伺っています。この部分と12月これから年末にかけて、特にネット関係の商品だと歳末にかかわる部分で相当の需要が見込まれる部分があると思うのですが、こういったならした考え方で補正の部分の対応としては十分として考えているかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案説明でも説明申し上げたのですけれども最低ラインとして300万円を計上させていただきましたが、先ほど答弁させていただいた見込みはというところでは2,000万円という合計4,000万円ですから全前足りないつじつまが合わない数字でございまして、多分12月にこれはまた相当補正をさせていただく形になるのではないかと捉えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。今回の業務量的にも相当担当課もご苦労されているというふうに伺っています。実際、この事業そのものに対しても単年度事業ということで今回PRという目的になっています。それでこれから今年度の事業なので総括はきちんと年度末になされるということで、とりあえず今後については今回の経済効果についてはきちんと検証して、そして今後の産業活性化に対しての考え方に持っていただきたいと思っています。というのは今担当課でももう認識されているのはさきほどの質問でも明らかではありましたが、恐らく結構くると思うのです。最低限で余しても仕方がないので最低限という考え方、それは理解しました。ただ業務量的に相当ふえると思います。多分これは事業者にもいえるのです。もしこの事業が例えば今後とも産業活性化のために効果的だという押さえで進んでいくのであればこの後の予算編成等にも影響してくるのかと思います。つまり事業者の方々も担当課のほうも、こんな何千万円もあってよかったと終わってしまうのか、それで続けていくような考え方を持っていくのか。それで人の雇い方とか変わってくるのです。実際に今回非常にいい事業です。経済効果も相当あります。町内事業者の方で人を雇いたいという方もいます。ただこれは今後

の考え方としてはやはり単年度の事業に対して人を雇うわけにはいかないのです、そういったこの経済効果を確立するためにもきちんとした考え方を持つべきだという意味で最後見解を求めたいと思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） このふるさと納税自体、これは全国的にも大きく動いておりまして、ここ今後何年かこの流れが続くかどうかは当然見きわめていかないと思っております。当然今の状況でいきますとまたその納税に対する緩和措置等も国が検討されているというところも聞いてございます。そういった情報を捉えながらいくところと、特産品自体が無数にあるわけではございませんので当然のことながら加工してつくる体制であったり、それから白老牛であれば当然基盤整備につながってくると思えます。これはすぐ来年からというところは正直どこまで出せるかというのは今年度も一定限月に何度と出せるかというところは最大限事業者とも綿密な打ち合わせをさせていただいているのも事実でございますが、今後の3月まで、年内の見込みを踏まえながら4月以降どれだけ需要が目標設定できるかどうか、そういったところで経済効果を算出していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時24分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほか、ございます方。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 災害のことについてお伺いいたします。このたびは災害担当課長、また係りの方、また建設課長ご苦勞様でした。大変だったと思います。その中で2点お伺いいたします。一つは税金の件なのですけれども、今回の災害に当たりまして税金の減額の対象になるのかどうなのか、その辺はどういうふうになっているのか、ぜひ教えていただきたいと思えます。2点目がまず今回の災害のことなのです。初動体制のあり方なのです。担当課のほうは夜中に予報を聞きつけてそしてもう役場につめていたということをお伺いしておりますけれども、6時半に役場内で一応本部体制をつくったというふうに聞いております。しかしながら私の会社の近くの石山地区、たまたまあの辺は申し訳ないのですけれども白老のまちの中で石山からそれから飛生にかけて大変人口も少ないところが今回被害が多かったのです。ですから床下浸水とか床上浸水も非常に少ないし人的被害が全くなかった。これはもう本当に不幸中の幸いだらうと思っております。その反面被害がかなり広範囲に広がって大きかったのですけれども意外と住民の方々も何か余り理解していなかった部分なのかと。突然朝6時過ぎになったら上流のほうから川の水が流れてきたと。これは大変だということで役場に慌てて電話をかけたらかななかつながらないと。防災無線も何もいってこない。一体どうなっているのだと。そういうような混乱した状況がしばらくありました。その辺を考えたときに確かに防災課とか建設課は来ていましたけれども、上下水道課なんかも来ていたと思うのですけれども、役場の庁舎内でかなり大きな災害というものを想定してのそういうようなシミュレーションというか

そういうものができていたのかどうなのか、その辺をお伺いしてみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） まず1点目の税に対する災害の関係でございます。これにつきましては固定資産税につきまして減免の要綱、町のほうでは設けております。それに従いまして減免対象になるかどうかというのを本部に入る各災害の状況を確認しながらうちのほうで逐次現場のほうと確認して災害の減免の対象になるようなものでございましたら申請書を時期をおいて出していただいて、それを見合って例えば全額免除になるとか、半額免除、そういう算定をさせていただきまして固定資産税の減免のほうの対象をさせていただいております。今回の9月の災害につきましては2件ほど申請のほうはいただいております。これに対しては今査定をやっておりまして今後減免の手続きをするような形をしております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） このたびの大雨に対する防災対応ということでお答えいたします。まず先ほど西田議員もおっしゃったように町の初期の対応としては、まず警報が出ますと総務課の防災グループが役場のほうに出まして各機関から情報をもったりあと気象台の情報を見たり、そういうような情報収集に努めております。そのあとは災害が大きくなるような形になりますと防災のほうで対応し切れない部分、例えば現場のほうのパトロールとか、そういうのは先ほどおっしゃったように建設課の職員が出てきまして危険箇所、今回でしたら河川とか、あるいは道路、あるいは土砂災害の危険もありましたので山間部というところをパトロールしてまいっております。このたび災害対策本部が10日の朝6時半に本部設置されまして、それまでの間に今回の災害はちょっと異常といたしますか、そういうような部分もありまして、今回だけではないのですけれども最近全国、北海道で起きている気象状況というのは異常な部分が多くありまして今回白老町も9月10日の夜中の12時から朝方の6時までにかけて記録的短時間大雨情報というのが4回発令されたと。この記録的大雨情報というのは1時間当たり100ミリ以上雨が降ったときに気象台のほうから発表されるのですが、これが6時間の間に4回ということで通常北海道で1年間に2、3回あればいいような雨が6時間の間に白老町だけに4回降ったというようなことで気象台のほうもお話ししていましたがちょっと考えられないような雨が4回も降ったというようなことで非常に通常の大雨警報とかそういう警報とはちょっとレベルが違った今回災害だったということに認識しております。現場パトロールについても建設課の職員、当初は建設課の職員だけだったのですが、それで先ほど言いましたように河川とか道路をパトロールをしたというようなことで、農地とか奥のほうですね。先ほどおっしゃったようにそこまではその時点ではパトロールできなかつたといえますか、しなかつたというのは事実であります。今後につきましては災害時の職員初動マニュアルというものを作成していくような考え方を持っておりますので、そういうものをつくって初期対応、あるいはその二次対応、三次対応、そういうところをマニュアルに載せて職員に周知するような形で今後は対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 固定資産税の減免につきましては今回2件の申請ということなのです

けれども、ほかには特にはなかったというふうに理解していいのでしょうか。そのことについて町としても一般住民の方々に法人さん方にきちんと今回災害だったのでこういうふうな減免措置もできますということをきちんとお知らせしてやっていращやるのかどうなのか、そこを一つお伺いしたいと思います。それともう1点は、初動体制について今畑田総務課交通防災担当課長のほうからこれからマニュアルをつくっていくということでいっていただきましたけれども、何年前にも一度大雪が降って水道が出なくなったことがありましたね。あのときも初期対応がちょっとまずかったのかと。本当に初期対応のそのときの判断で全然この災害が変わってくる場合もあるのでその辺はぜひ初期対応というものに対して庁舎全体でがっちりどできるようなそういうものをつくっていただければと思いますのでよろしく願いいたします。最後になりますけれども、今月の21日午後1時から今回の災害場所を視察したいと思いますのでよろしく願いいたします。ほかの議員さん方もぜひ出席してください。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 固定資産税の減免の関係です。今回の災害については2件ということでございます。ほかにはないのかということなのですが、うちのほうで今状況を確認にした中ではこの2件が減免の対象になるということで判断しております。一般の方々への周知ということなのですが具体的に周知ということは実際にはやっておりません。どうしてこういう方を確認できるのだという、いわゆる本部のほうに逐一災害の状況として入ってくる中で床上浸水、床下浸水とかと、そういうような情報が入ってきますのでそういう情報をもとに我々のほうでは地区に赴いて確認させていただいているといった中で、こういう減免についての対応をさせていただいているといった部分でございます。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今後の防災対応につきましても先ほど答弁したように職員の初動マニュアル等を作成した中でなるべく漏れがない、白老町全体として災害に対応できるような形で対処していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号、平成26年度白老町一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） それでは議の2—1をお開きください。議案第2号でございます。

平成26年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,754万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年10月14日提出。白老町長。

次に2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては歳入歳出とも記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。2、歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、国保運営経費41万1,000円の増額補正でございます。内訳でございますが、国保保健システム改修業務委託料8万7,000円の補正につきましては70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が平成27年1月診療分より所得により現在の3区分から5区分に細分化される制度改正に伴うシステム改修費でございます。続きまして国保情報データベースシステム改修業務委託料32万4,000円の補正につきましては、70歳以上の一般被保険者の自己負担割合は平成20年度より2割となりましたが国が1割分を負担する軽減特例措置により自己負担割合が1割に凍結されておりました。本年度から70歳になった方は本来の2割負担となり軽減特例措置の段階的廃止に係る国庫補助申請内容等の大幅な変更に伴うシステム改修経費でございます。財源につきましては国庫支出金、財政調整交付金を全額充当するものでございます。次に8款保健事業費、2項1目保健衛生普及費の補正につきましては当初予算で国の助成事業である国保保健指導事業で400万の特定財源を見込み計上しておりましたが、26年度の国の助成事業として単年度助成600万円の国保ヘルスアップ事業が追加となり助成申請が採択されることから差額分200万円を事業取り組み必要経費として補正提案させていただいたものでございます。国保ヘルスアップ事業はデータ分析に基づく計画、実施、評価、改善のサイクルで効率的、効果的に保健事業を実施するための計画、いわゆるデータヘルス計画を本年から複数年の計画として策定し、その計画に基づく単年度の事業に対し助成が行われ

るもので本年度から 28 年度の 3 年間助成が受けられるものでございます。現在継続して取り組んでおります特定健診未受診者対策や生活習慣病の重症化予防対策についてもデータヘルス計画を策定し事業に取り組むことにより、助成対象事業となりますので第 2 期 3 連携推進方針の着実な推進を図るため、国の助成事業である国保ヘルスアップ事業に取り組むものでございます。続きまして補正の内容についてご説明いたします。1. 国保保健指導事業経費 28 万円の増額補正でございます。本年度の実施事業に係る経費といたしまして動脈硬化健康診断業務委託料 15 万 5,000 円の補正につきましては、健診を受診され保健指導を受けた方の生活習慣の改善の効果、確認を行う検診でございます。また必要に応じて重症化予防のための 2 次検査も実施するものでございます。当初 21 名分を見込んでおりましたが、14 名分を追加し 35 名分としての補正でございます。続きまして早期介入保健指導事業健康診査委託料 10 万 2,000 円の補正につきましては、特定健診の対象とならない 40 歳未満の方に健診を受けていただき保健指導を実施するもので、健康意識と受診率向上を図る取り組みでございます。主な対象者としては前年度の特定健診で栄養指導以上となったご家族などに勧奨しており、20 名分を見込んでの計上でございます。続きまして調査分析業務委託料 2 万 3,000 円の補正につきましては特定健診の結果、高血糖となった方が糖尿病へ進行することを予防するための塩指導の一環として実施している食事アンケート調査で対象者が血糖と食事の関係をもとに血糖が上がる要因を考えられるよう調査結果の分析を委託しており、10 名分を見込んでの計上でございます。次に（2）国保ヘルスアップ事業経費 172 万円の計上でございます。先ほども説明させていただきました国保ヘルスアップ事業の助成要件としてデータ分析に基づく計画、実施、評価、改善のサイクルに沿った保健事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画を今年度から複数年の計画として策定することになっており、計画策定に係る経費や単年度の実施計画に基づく事業が助成の対象となるものであります。計画策定に係る経費として、普通旅費 4 万 2,000 円の計上でございます。内容は取り組み事業実施の評価を受けるため国保連合会に設置された支援評価委員会に出席及びデータヘルス計画策定及び研修事業に出席する旅費の計上でございます。事業費につきましては消耗品として 16 万 6,000 円の計上につきましてはデータヘルス計画策定に必要な経費の計上でございます。続きまして委託料、データヘルス計画策定支援業務委託料 86 万 4,000 円の計上でございます。内容につきましては健康課題を明確にし、効果的、効率的な保健事業に取り組む計画を策定するため、市町村別及び同規模保険者比較疾病統計重症疾患の発生状況及び重症疾病の要因など詳細な分析と重症化予防の対象者抽出や治療中断の分析により受診勧奨、抽出など計画の策定評価に必要なデータ分析及び保健指導の向上につながるデータ提供の業務を委託するものでございます。続きまして単年度の実施計画事業の経費といたしまして、調査分析業務委託料 64 万 8,000 円の計上でございます。内容につきましては、特定健診の受診率向上に係るデータ分析業務と健診未受診者に対し、各種データに基づき実態を把握する調査のための業務委託でございます。具体的には未受診者対策を継続して行っておりますが、リピーターや新規の受診者をふやす取り組みが必要であることから、過去の受診履歴、受診結果、問診票等のデータを活用し、健診対象者を地区別、年齢階層別等により実態把握を行い受診勧奨効果の高い対象者の選定などの分析により効果的な受診勧奨を検証

をしていくものでございます。財源につきましては国庫支出金、財政調整交付金を全額充当するものでございます。次に歳入でございます。4 ページをお開きください。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号、平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180号、第1項の規定により議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月14日提出。白老町長。

記、（1）、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解調停及び損害賠償額の決定に関すること。

次ページになります。専決処分書。

地方自治法第180条、第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年2月24日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金7万7,520円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

なおここで本件の専決処分が2月24日付けとなっておりますが、本来であれば直近の議会にて速やかに報告しなければならないものでありますが、この後報告させていただきます報



告第2号で説明する同一事故の物損案件の示談が遅れていたことから、この案件の示談が整った時期に合わせて報告するという誤った判断をしたため本案件の報告が遅れましたことをここでお詫び申し上げます。

続きまして説明でございます。

事故発生状況。

1、日時、平成25年12月22日日曜日、午前10時20分頃。

2、場所、苫小牧高丘道中央自動車道高丘バスストップ下り線出口ゲート。

3、当事者、(甲)(乙)記載のとおりでございます。

4、状況、平成25年12月22日午前10時20分頃、(甲)が白老町で発生した救急事案の傷病者及びその関係者(乙)を救急車両で苫小牧市立病院に搬送するため道中央自動車道下り線を走行し、苫小牧市内高丘バス停留所から一般道へ出るため副道を下がり開閉ゲート前で停車しようとしたところ、下り坂の凍結路面によりスリップを起こし、(甲)車両全部が開閉ゲート扉開口部分に接触し、その際(乙)が負傷した。

5、被害の程度、(乙)右手首打撲。

6、損害賠償額、本件は(甲)が路面状況に適した原則対応等の判断を誤ったことから発生した事故であるものであり(甲)は(乙)に対し、損害賠償額7万7,520円、治療費全額を支払うことで示談する。なお損害賠償額については全額、自賠責保険により補てんされるものがある。事故現場及び見取り図は別紙のとおりでございます。以上です。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 本件については適切に処理されていると思いますけれども、ちょっと具体的に伺います。ということは、この緊急事案の傷病者です。この傷病者に対する影響と対応をどのように行われたのか、それだけ伺います。

○議長(山本浩平君) 中村消防長。

○消防長(中村 諭君) ただいま前田議員のご質問にお答えさせていただきます。その前に今回搬送途中にこのようなことが発生したということで、傷病者、並びにご家族、並びに町民に大変ご心配かけたことをこの場をお借りしまして謝罪申し上げます。今後も事故がないよう万全を期してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。実は先ほど大黒総務課長のほうから説明がありましたが、次の件も関連してなのでちょっと全体的にまとめてお話をさせていただきますと、搬送している患者さんはご主人でございます。けがをされた方は奥様で同乗者ということになります。救急車で苫小牧の市立病院に運ぶ際にこの副道を使用しました。副道を高速道路から一旦とまりましてゲートを手で開けて救急車を入れて、またゲートを締めてと。ここは鍵をかっておりません。そのあと坂道を下るのですがここは当初の部分としては危険な場所ということで十分職員には周知、把握、それから指導はしております。ただ救急車がかなり歩くスピードぐらいで下りていったのは報告から出ておりますし、3人の救急隊も同じ報告をしております。日陰になっているところの2メートルぐらい手前でABSが突然

聞き始めた。ですけれどもとまらないで行きそうになったので傷病者の確保ということで救急隊員は傷病者の確保をしております。ご主人は脳関係の疑いがありまして救急車のベッドに横たわっております。その横にご家族の奥様が一緒に行ったのですが奥様にも手すりにつかまってくださいということで手すりにつかまっていたのですが、その際にぎゅっと握ったということは私も現場で確認をしております。その後、病院に搬送いたしまして救急隊員はそのまま救急車を使いまして搬送しております。救急車は緊急的な部分については一切損傷は受けておりません。外観上も全く本当にぶつかったのかというような状況です。写真も記録も全部残しておりますが、そのような状況で病院に搬送し、医者に今接触事故を起こしたことを報告してレントゲン室にまっすぐ入ったということです。その時点では奥様にありましては何ともないということを言っておりました。そのあと私現場のほう、病院のほうにまっすぐ行きまして、ちょうど行ったときにドクターがレントゲン室から出てきましたのでどうですかということで事故の影響は全くありませんと。ご主人も何ともないと言っておりました。奥様がそのとき手が痛いのですと言ったのですが、ご主人が私どもを気を使ったと思うのですが、そんな何ともない、そんなことを言うなということでちょっと叱りつけた状況がありました。ただ私どもも手が痛いということがあったと。それと奥様も前からちょっと手は痛かったのですが事実救急車が接触を起こしたときにつかまったという事実がありますので病院に行くことを勧めさせていただきました。その後奥様も迷ったのでしょうけれども私自宅のほうに行きましてぜひとも病院のほうに行っていただきたいと。娘さんにもお話をさせていただいて病院に通院して治療を完治したということになっております。搬送した当然傷病者にありましては問題なく医者の方からも問題がないということで無事に退院しております。これが全体の流れでございまして、うちのほうあってはならないことなのですが消防車、救急車が事故を起こした場合の対応マニュアルというのがもうできておりまして、地震が仮に起こった場合については1名残るといような対応なのですが、今回は相手が物損、塀なのですけれども塀も押すようにとまっております。そういうことでそういう状況でありました。そういうことで傷病者の対応等についてはマニュアルどおり間違いなくきちんとさせていただいております。簡単ですが前田議員の質問にお答えします。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

---

## ◎報告第2号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第2号専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報告第2号でございます。

専決処分の処分について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定さ

れている下記事項について別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月14日提出。白老町長。

記、法令上町の義務に属する1件100万円以下の和解調停及び損害賠償額の決定に関する  
こと。

次ページでございます。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会会議条例第8条の規定により町長に  
おいて専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年9月25日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金69万6,000円。

2. 損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況。

1、日時、平成25年12月22日曜日、午前10時20分頃。

2、場所、苫小牧市高丘道中央自動車道高丘バスストップ下り線出口ゲート。

3、当事者、(甲)車両、(乙)施設、記載のとおりでございます。

4、状況、平成25年12月22日午前10時20分頃、(甲)が白老町で発生した救急事案の  
傷病者及び関係者を救急車両で苫小牧市立病院に搬送するため道中央自動車道下り線を走行し、  
苫小牧市内高丘バス停留所から一般道へ出るため副道を下がり開閉ゲート前で停車しようとし  
たところ、下り坂の凍結路面によりスリップを起こし、(甲)車両全部が開閉ゲート扉開口部  
分に接触したものの。

5、被害の程度、(乙)施設、開閉ゲート扉変形損傷。

6. 損害賠償額、本件は(甲)が路面状況に適した原則対応等の判断を誤って発生した事故  
であることから、(甲)は(乙)に対してゲート扉の修理費等69万6,000円全額を支払うこ  
とで示談する。なお損害賠償額については全額保険により補てんされるものである。事故現場  
の位置図及び見取り図は別紙のとおりでございます。以上です。

**○議長(山本浩平君)** ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋  
ねしたいことがありましたらどうぞ。すいません私のほうから1点だけお聞きしたいのですが。  
これは減速しなければならないというのはこれは本当にそういうことであって、やはりミスは  
その運転された方のミスかもしれませぬ。ミスだと思います。しかしながらこの通常高速道路  
というのは融雪剤まいていますね。この緊急車両入るところ、下り路面ですね。これは通常ち  
ゃんと融雪剤をまいていることをやっているのかどうなのかということと、もし通常そこまで  
やっていないとしたらこれは緊急車両を使う自治体がきちんと申し入れをすべきだと思うので  
すが、この辺についてはいかがでしょうか。

中村消防長。

**○消防長(中村 諭君)** 今の質問でございますが、実はここで滑ったのが2回目でございます。  
前回につきましては相手側に損害はありませんでしたが、どうしても日陰ということで、  
この1回目のときに私どものほうで使わせていただいている関係上、道路管理上の義務がある  
のではないかとということで、今議長の言われたとおりその点をお願いしておりました。ちょう

どその1年後でございます。一部が日陰になっていて完全にアイスバーンということでこの事故が発生いたしました。救急隊にありましてはまさかというところもあったのでしようけれども、事実滑って事故を起こしたというのは当方の路面の判断が誤ったということはこれは間違いございません。すぐ関係、東日本道路株式会社のほうには申し入れをさせていただいております。ゆっくりとぶつかった損傷状況もちょっと若干私納得できませんでしたので当初の見積金額では私その当時署長だったのですが、ちょっと協議をさせていただいた事実もでございます。それとその時点で救急車にありましてはスタッドレスタイヤをはいております。なかなかスパイクタイヤが手に入らないということもあります。ただワンセットスパイクタイヤがありましたのでその救急車につきましてはすぐスパイクタイヤにはきかえたということがあります。今後あそこの道路はあくまでも臨時の副道でありまして、そこら辺も使う側としてはきちんと管理をしていただきたいという申し入れをしております。では使わなければいいのではないかという話になるかもしれませんが、苫小牧市立病院に搬送しているほぼ50%があそこを使わせていただいております。その状況、気象状況、それから患者の状況によっては多少下の道路を使う場合がありますが50%使っているのは事実でございます。今年もおおむね50%を使わせていただいております。そういうような状況がありまして、冬を迎えるので私どももより一層、隊員のほうにも指導と並びに東日本道路株式会社のほうには再度今回の議会報告を含めましてお話をさせていただくつもりでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） わかりました。ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） では以上をもちまして、報告第2号はこれをもちまして報告済みいたします。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第8、承認第1号、議員の派遣についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり先進地視察が予定されております。

承認第1号、議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日10月15日から、明年1月5日までの間は休会となっておりますのでご承知お祈りいたします。

本日はこれをもって散会いたします。